

## 地方自治体の運用に関するヒアリングについて

## 浜松市環境部産業廃棄物対策課

## 1. 廃棄物処理施設における住民同意制の実施状況

## ・ 導入の背景・理由・時期

従来は、周辺住民とのトラブルを回避する目的で、当該自治会長及び隣接地地主の同意取得を要件としていたため、事業者は、同意を取得すべく関係者の下へ日々訪問し、押印を強要する事態が発生した。

平成8年、「産業廃棄物処理施設設置等に係る紛争の予防と調整に関する要綱」を制定し、環境保全協定書の締結を求め、地域住民の安心と安全を確保するよう制度化した。

平成17年には条例化し、対象を廃棄物を処理する施設へと拡大した。

## ・ 根拠規定

「廃棄物処理施設設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」

## ・ 対象施設、住民の範囲

対象施設は廃棄物を処理する施設とし、自己処理のための敷地内設置施設、市が設置する一般廃棄物処理施設等については対象外としている。

この条例では着地点を協定の締結に置いており、協定の締結者を事業者と関係住民(実際には関係自治会長)としているが、関係住民の範囲としては、施設ごとに環境影響を勘案して決定することとしている。

## ・ 同意取得方法(環境保全協定の締結等)

関係住民に対して事業計画の周知(説明会の開催)、意見書・見解書のやりとりを行い、協定の締結に至る。締結者は、事業者と関係住民(実際には関係自治会長)としている。そして、市が立会人となることが多い。

## ・ 必要性

住民にとっては安心・安全を確保する意味で環境保全協定書は大きな意義を見出している。

## ・ 今後のあり方

最近、この条例手続きに関して、一部住民から関係地域の決定や協定の締結者等について不備を指摘する声があり、今年度の改正を予定している。

## 2. 区域外の廃棄物の流入規制の実施状況

## ・ 導入の背景・理由・時期

平成2年当時は、最終処分場についてスソ切り規定があり、小規模処分場には法の規制がかからなかった。また、中間処理した廃棄物は、当該中間処理業者の廃棄物として自己処理の考えがあった。

このような中、主に首都圏に所在する処分業者が自己処理と称して県東部に設けた小規模処分場で不適正処理を行う事例が頻発した。

平成2年12月、県及び県内政令市は、同一内容の要綱を制定し、こうした不適正処理について対応すべく、県外廃棄物に関する事前協議制度を創設した。

- ・ **根拠規定**

「県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱」

- ・ **対象となる廃棄物、者**

対象廃棄物は、産業廃棄物全般とし、対象者は県外に所在する産業廃棄物（特別管理を含む）排出事業場を設置する事業者

- ・ **規制方法**

産業廃棄物の県外からの流入を規制する制度ではなく、県外の事業場から排出される産業廃棄物の性状や委託量について事前確認を行い、受入施設での処理能力を考慮して適正処理を確保するものである。

- ・ **必要性と今後のあり方**

現在、検討中の産業廃棄物適正処理推進条例（廃棄物適正処理指導要綱の条例化）では、排出事業者の責務として、委託先処分施設の実地確認制度を設けようとしているが、県外排出者には適用されない。搬入協議制度はそれを補完する手段と捉えており、この条例の中で引き続き規定していく予定である。

なお、その際には従来の要綱は廃止する予定である。

### 3. 許可申請時等の書類

- ・ **許可申請書における記載項目**

許可申請書については、法定様式によることとしている。

- ・ **許可申請における添付書類**

取得しようとする産業廃棄物の種類を特定するための排出事業場における発生フローシート、特別管理産業廃棄物該当の有無を判断するための廃棄物分析データ、適正処理を担保するための処理委託契約書等を添付書類として求めている。

- ・ **先行許可証**

廃棄物処理法では、5年以内に許可を受けた場合の許可証を添付することで添付書類を省略できる旨規定されているが、欠格要件を厳格に判断する上では直前の情報が必要となるとの考えから、先行許可証による添付書類の省略は認めていない。

# 浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
  - 第2章 事業計画の事前公開（第5条―第10条）
  - 第3章 地域住民の意向反映（第11条―第13条）
  - 第4章 環境保全協定の締結（第14条）
  - 第5章 事業計画の変更・廃止（第15条・第16条）
  - 第6章 あっせん（第17条・第18条）
  - 第7章 浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員（第19条）
  - 第8章 雑則（第20条―第25条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開、環境保全協定の締結、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整を図ることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項の一般廃棄物及び同条第4項の産業廃棄物を処理する施設（規則で定めるものを除く。）をいう。
- (2) 廃棄物処理施設の設置等 廃棄物処理施設を新たに設置し、又はその構造若しくは規模の変更（主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わないものを除く。）をすることをいう。
- (3) 紛争 廃棄物処理施設の設置等に伴って生じるおそれのある環境の保全上の支障に関して設置者と関係住民との間で生じる争いをいう。
- (4) 設置者 廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。
- (5) 関係地域 廃棄物処理施設の設置等に伴い環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。
- (6) 関係住民 関係地域内において、居住する者、事業活動を営む者及び土地を所有する者（第7条に定める告示の日以後に当該土地を取得した者を除く。）をいう。

#### （市の責務）

第3条 市は、廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるように、設置者に対し関係地域の環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うとともに、関係住民に対

し廃棄物処理施設の必要性等に対する理解が得られるよう啓発に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正にその調整を図るものとする。

(設置者及び関係住民の責務)

第4条 設置者は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 設置者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 事業計画の事前公開

(事業計画書の提出)

第5条 設置者は、廃棄物処理施設の設置等をしようとするときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理施設の設置等に係る計画（以下「事業計画」という。）について、次に掲げる事項を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 廃棄物処理施設の設置等の目的

(3) 廃棄物処理施設の設置等の場所

(4) 廃棄物処理施設の種類

(5) 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

(6) 廃棄物処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(7) 廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画

(8) 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(9) 廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業計画書には、当該廃棄物処理施設の設置等を行うことにより関係地域の環境に及ぼす影響についての規則で定める事項に関する調査の結果並びに当該調査の結果に基づく環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載した書類（以下「環境保全対策書」という。）を添付しなければならない。

3 第1項の規定による事業計画書の提出は、当該廃棄物処理施設の設置等に係る法に基づく申請その他の行為（規則で定めるものに限る。）の前にしなければならない。

(関係地域の設定等)

第6条 市長は、事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、関係地域を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を設置者に通

知するものとする。

- 3 市長は、第1項の関係地域を定めるに当たって、当該廃棄物処理施設の設置等が本市に隣接する他の市町村の住民に対し環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、静岡県知事及び当該市町村の長と必要な調整を行うものとする。

(告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第1項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、事業計画書の提出があった旨、関係地域、縦覧の場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書及び環境保全対策書を告示の日から30日間、規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(周知計画書の提出)

第8条 設置者は、第6条第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに関係住民を対象とした事業計画についての説明会(以下「説明会」という。)の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 設置者は、第7条の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、関係地域内において説明会を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 設置者は、説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類の配布その他の方法により、周知に努めなければならない。

- 3 市長は、説明会が開催されるときは、関係職員をこれに立ち合わせることができる。

(実施状況報告書の提出)

第10条 設置者は、前条の規定により事業計画について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

### 第3章 地域住民の意向反映

(関係住民の意見書の提出等)

第11条 事業計画について環境の保全上の見地からの意見を有する関係住民は、第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条の縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書類(以下「意見書等」という。)を設置者に送付するものとする。

(見解書の提出)

第12条 設置者は、前条の規定により意見書等の送付を受けたときは、規則で定めると

ころにより、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 設置者は、前項の規定により見解書を提出したときは、説明会の開催その他の方法により、関係住民に対し、当該見解書の周知を図らなければならない。
- 3 前項の規定による見解書の周知については、第8条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第8条中「第6条第2項の規定による通知を受けた」とあるのは「第12条第1項の規定による見解書を提出した」と、「事業計画」とあるのは「見解書」と、第10条中「前条の規定により事業計画」とあるのは「前項の規定により見解書」と読み替えるものとする。

（指導又は助言）

第13条 市長は、意見書等及び見解書に十分配慮し、関係地域の環境の保全上の見地から、設置者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うものとする。

- 2 市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて第19条に規定する浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員（以下「調整委員」という。）の意見を聴くものとする。

#### 第4章 環境保全協定の締結

（環境保全協定の締結）

第14条 設置者は、廃棄物処理施設の設置等に関し、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定を関係住民と第5条第3項に規定する申請その他の行為を行う前に締結するよう努めなければならない。

- 2 関係住民は、前項の協定の締結について協力するものとする。
- 3 市長は、第1項の協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。

#### 第5章 事業計画の変更・廃止

（事業計画書等の変更の届出）

第15条 設置者は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 設置者は、環境保全対策書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 設置者は、周知計画書（見解書の周知計画書を含む。）の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定による事業計画書の変更及び第2項の規定による環境保全対策書の変更については、第5条から前条までの規定の例によるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

（事業計画の廃止の届出等）

第16条 設置者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、

その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

## 第6章 あっせん

(あっせん)

第17条 設置者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより市長にあっせんの申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を設置者及び関係住民に通知するものとする。

- 4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、設置者及び関係住民に対し、意見を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

- 5 市長は、あっせんを行う場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、あらかじめ調整委員の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第18条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

- 2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を設置者及び関係住民に通知するものとする。

## 第7章 浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員

(浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員)

第19条 市は、廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に係る重要事項について調査させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、浜松市廃棄物処理施設設置等調整委員を置く。

- 2 調整委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境に関する学識経験を有する者
- (2) 廃棄物処理施設に関する学識経験を有する者
- (3) 法律に関する学識経験を有する者

- 3 調整委員の任期は、3年とする。

## 第8章 雑則

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(勧告)

第21条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該設置者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

- (1) 事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をせず、又は虚偽の事業計画書若しくは環境保全対策書の提出をしたとき。
- (2) 説明会を正当な理由がなく開催しないとき。
- (3) 見解書を正当な理由がなく提出しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

(命令)

第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に従うよう命じることができる。

(公表)

第23条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

(関係地域の自治会長等の参加)

第24条 関係地域の自治会長その他のコミュニティ組織の代表者及びこれらの者から委任された者は、関係住民に加わることができる。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浜松市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する要綱（平成8年浜松市告示第125号。以下「旧要綱」という。）第5条第1項の規定により事業計画書が提出されている場合における産業廃棄物処理施設の設置等については、なお従前の例による。
- 3 旧要綱第14条第1項の規定により締結された協定は、第14条第1項の規定により締結された協定とみなす。

## 浜松市県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、静岡県外に所在する排出事業場から排出される産業廃棄物の市内への搬入処分について、排出事業者と事前協議を行わせることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する排出事業者の処理責任を明確にし、併せて産業廃棄物の性状、排出状況、処分状況等を把握し、産業廃棄物の適正な処理を指導することにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 県外産業廃棄物 静岡県外に所在する排出事業場から排出される産業廃棄物をいう。
- (3) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (4) 排出事業場 工場、工事現場その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。
- (5) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の処理施設をいう。
- (6) 県外排出事業者 静岡県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物について、市内の処分業者に処分を委託し、又は市内において自ら処分しようとするものをいう。
- (7) 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- (8) 処理業者 市内において産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者をいう。
- (9) 処分業者 市内において処理施設を設置し、中間処分又は最終処分を業として行う者をいう。

### (事前協議)

第3条 県外排出事業者は、県外産業廃棄物を市内の処理施設に搬入処分しようとするときは、その30日前までに、排出事業場及び搬入する処理施設ごとに、県外産業廃棄物搬入処分協議書（第1号様式。以下「処分協議書」という。）により市長に協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県外排出事業者が県外産業廃棄物を市内において自ら処分しようとするときは、処理施設において最初に処分をしようとする日（法第15条に規定する届出を要しない処理施設にあつては、当該処理施設を設置しようとする日）の60日前までに、前項の例により市長に協議しなければならない。

3 処分協議書には、別表に掲げる書類等を添付し、市長に正副2部提出しなければならない。

（通知書の交付等）

第4条 市長は、前条の規定により県外排出事業者から処分協議書の提出があつた場合には、その内容を審査するとともに次条の規定により必要な指導を行い、支障がないと認められるときは、その旨及び県外産業廃棄物に係る次に掲げる事項を記載した通知書（以下「通知書」という。）を県外排出事業者に交付するものとする。

(1) 種類

(2) 量

(3) 搬入し、処分する期間

(4) 処分業者

(5) 処理施設

2 前項の通知書の有効期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 最終処分される県外産業廃棄物にあつては、1年を超えない期間

(2) 中間処分される県外産業廃棄物にあつては、3年を超えない期間

(3) 自ら処理施設において処分する県外排出事業者にあつては、当該処理施設の処理を要する期間

- 3 市長は、通知書の交付に際し、条件を付することができるものとする。
- 4 県外排出事業者は、通知書の交付を受けた後でなければ、処理業者に対し県外産業廃棄物の処理を委託してはならない。
- 5 市内において自ら処分しようとする県外排出事業者は、通知書の交付を受けた後でなければ、市内の処理施設に搬入し、処分し、又は処理施設の設置工事に着手してはならない。

(指導事項)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、協議内容の変更等の指導を行うものとする。

- (1) 県外の産業廃棄物の積替え・保管施設を経由し、排出事業者の特定が困難な県外産業廃棄物であるとき。
- (2) 県外の間接処理施設（選別又はこれに類する処分を行う施設に限る。）から排出された産業廃棄物であるとき。
- (3) 改善指導等を受けている処分業者の処理施設において処分しようとするとき。
- (3) 処分しようとする処理施設の処理能力に対し、産業廃棄物の搬入量が不相当であるとき。
- (5) 処分に係る処理料金が、直接処分業者に支払う旨を処理委託契約書等に明記されておらず、不適正処理のおそれがあるとき。
- (6) 法令、この要綱その他これらに基づく指導に適合していないとき。
- (7) その他生活環境の保全上、支障があると認められるとき。

(関係地方公共団体に対する照会)

第6条 市長は、第4条第1項の審査に際し必要があると認めるときは、県外排出事業者の排出事業場を管轄する都道府県の知事（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に規定する保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。）に対し、意見を求めるものとする。

(搬入処分内容の変更)

第7条 第3条から前条までの規定は、第4条第1項の規定により通知書の交付を

受けた県外排出事業者（以下「承認事業者」という。）が、第4条第1項の規定により指定された事項を変更しようとする場合について、準用する。

2 承認事業者は、第1号に掲げる事項を変更しようとするときは当該変更の日の10日前までに、第2号から第4号までに掲げる事項を変更したときは当該変更の日から10日以内に産業廃棄物市内搬入処分協議事項変更届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) 収集又は運搬を行う者

(2) 承認事業者の氏名若しくは名称、又は住所

(3) 排出事業場の名称又は所在地

(4) 産業廃棄物管理責任者

（適正処理等）

第8条 承認事業者は、県外産業廃棄物の処理を委託するときは、第4条第1項に規定する通知書の写し（以下「通知書の写し」という。）を処理業者に交付するものとする。

2 承認事業者は、処理を委託する県外産業廃棄物（法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を除く。以下第3項、第4項及び第10条各項において同じ。）を引き渡すごとに、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステムの実施について」（平成2年3月26日付け衛産第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に定めるマニフェストを作成し、当該県外産業廃棄物に関する情報を処理業者に伝達するとともに、その処理が適正に行われたことを確認するものとする。

3 承認事業者は、排出事業場ごとに県外産業廃棄物の処理について帳簿を備え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の5第1項の規定に準じて記載するものとする。

4 承認事業者は、マニフェストにあつては県外産業廃棄物の処分完了後2年間、前項の帳簿にあつては1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存するものとする。

5 承認事業者は、県外産業廃棄物の処理を適正に行うため、排出事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置くものとする。

(搬入処分の実績報告)

第9条 承認事業者は、毎年5月31日までに、その年の3月31日以前の1年間市内の処理施設に搬入し、処分した県外産業廃棄物について、県外産業廃棄物搬入処分実績報告書(第3号様式)により、市長に報告しなければならない。

(処理業者の処理)

第10条 処理業者は、県外産業廃棄物の処理に当たっては、通知書の写しの交付を受けた後でなければ、市内の処理施設に搬入し、処分してはならない。

2 委託を受け県外産業廃棄物を収集又は運搬を行う者は、通知書の写し及びマニフェストを常時車両に携帯するものとする。

3 委託を受け県外産業廃棄物を処分する者は、通知書の写し及びマニフェストを処理施設の管理事務所等に備え置くものとする。

4 処理業者又は処分業者は、通知書の写しにあっては搬入期間満了後、マニフェストにあっては県外産業廃棄物の処理完了後、2年間保存するものとする。

(処分計画及び実績報告)

第11条 県外産業廃棄物を処分しようとする処分業者は、処理施設ごとに次年度の処分計画を産業廃棄物処分計画書(第4号様式)により、毎年12月15日までに市長に提出しなければならない。

2 新たに法第14条第4項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第4項若しくは第14条の5第1項の規定により許可を受けた処分業者のうち、県外産業廃棄物を処分しようとするものは、当該許可を受けた後30日以内に、当該年度の処分計画を産業廃棄物処分計画書により、市長に提出しなければならない。

3 県外産業廃棄物を処分した処分業者は、毎月の産業廃棄物の処分実績を県外産業廃棄物処分実績報告書(第5号様式)により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(現地調査等)

第12条 市長は、必要と認めるときは、県外排出事業者の排出事業場及び処理業者の県外における事務所等に対し、現地調査を実施するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、県外排出事業者の排出事業場及び処理業者の県外における事務所等の所在地を管轄する都道府県の知事に対し、県外産業廃棄物の処理に関する指導を要請するものとする。

(勧告等)

第13条 市長は、県外排出事業者又は処理業者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告又は助言を受けた者に対し、その勧告又は助言に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成2年12月1日から施行する。ただし、第4条第4項及び第5項並びに第10条第1項の規定は、平成3年3月15日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、この要綱の施行の際現に県外産業廃棄物の処分を委託し、又は自ら行っている県外排出事業者及びこの要綱の施行の日から平成3年3月14日までの間に新たに県外産業廃棄物の処分を委託し、又は自ら行おうとする県外排出事業者は、同年1月31日までに、処分協議書を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

1 この改正は、平成8年8月1日から適用する。

別表（第3条関係）

県外産業廃棄物搬入処分協議書の添付書類等

- 1 排出事業場の業務概要を記載した書類
- 2 搬入経路図（処理施設の周囲5キロメートル以内について記載したもの）
- 3 産業廃棄物の積替え・保管施設の経由の有無を記載した書類
- 4 処理業者の受託を証する書類（処理委託契約書等）
- 5 処理業者の産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し
- 6 次に掲げる産業廃棄物については処分協議書を提出しようとする日前6月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書（有害物質に係る溶出試験又は含有試験，含水率，pH等）の写し
  - (1) 汚泥
  - (2) 鋳さい（鋳物廃砂を除く。）
  - (3) 燃え殻
  - (4) ばいじん
  - (5) 廃酸及び廃アルカリ
  - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する産業廃棄物
  - (7) その他市長が必要と認める産業廃棄物
- 7 産業廃棄物の写真
- 8 自ら処分するため設置しようとする処理施設に係る処分計画の概要説明書，周囲の状況図，施設の構造図，土地の登記簿謄本及び公図の写しその他の市長が定める書類及び図面
- 9 その他市長が必要と認める書類及び図面